



# 鳥取県公報

令和3年7月9日（金）  
号外第72号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（37）（市町村課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 告 示 建築基準法による指定確認検査機関の指定（404）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 5

## 公布された規則のあらまし

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた市町村が処理する事務を定める。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県食品衛生条例施行規則に基づく事務のうち、鳥取県HACCP適合施設の認定の更新の申請の受理及び知事への送付等の事務は、鳥取市が処理することとする。

(2) 施行期日は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

# 規 則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第37号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 条例別表19の22の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県食品衛生条例施行規則（昭和49年鳥取県規則第52号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第10条第5項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の更新の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第10条の2第2項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定事業者の地位の承継の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3) 第10条の3の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定事業者の住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(4) 第13条第3項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定証の再交付又は書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(5) 第13条第4項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(6) 第15条第1項の規定による鳥取県HACCP適合施設の廃止の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(7) 第15条第3項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の辞退の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>12 条例別表19の24の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 条例別表19の23の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p>

(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>13</u> 略	<u>12</u> 略
<u>14</u> 略	<u>13</u> 略
<u>15</u> 略	<u>14</u> 略

## 附 則

この規則は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第28号）の施行の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第404号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地  
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター  
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分  
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第4号の2まで及び第9号から第14号の2までに掲げる区分
- 3 業務区域  
鳥取県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地  
鳥取事務所 鳥取市田園町三丁目375  
米子事務所 米子市米原九丁目7-30
- 5 指定の有効期間  
令和3年7月1日から5年間